

## 日米関係と沖縄 (3)

西川吉光\*

### ●沖縄戦の展開と県民の戦闘参加<sup>62)</sup>

西太平洋の島々を飛び石作戦で北上してきた連合軍は、1945年3月下旬、日本本土の一角である南西諸島へ迫った。連合軍約54万6000（支援部隊を含む。）のうち、米軍上陸部隊約17万2000に対し、迎え撃つ日本軍は陸海軍合わせて約11万6400（陸軍約8万6400、海軍約1万、防衛隊約2万）の兵力であった。45年3月18日、米軍機動部隊は吸収方面に來襲して沖縄攻略の事前制圧を行い、23日から沖縄方面を空襲して、24日からは沖縄本島地区の官報射撃を加えた。

3月26日、米軍は慶良間列島の阿嘉島に上陸、同日、日本は「天一号作戦」を発令した。第32軍創設1年目にあたる4月1日、4個師団が沖縄本島北谷海岸（読谷、嘉手納の西方海岸）に上陸を開始した。米軍の上陸正面には極く一部の兵力しか配置されず、砲兵も射撃を行わなかったため、米軍は容易に上陸し、北・中飛行場はたちまち占拠され、4月3日には本島は南北に分断された。

3日、参謀総長の戦況上奏に際し、昭和天皇は「此戦ガ不利ナレバ陸海軍ハ国民ノ信頼ヲ失ヒ今後ノ戦局憂フベキモノアリ、現地軍ハ何故攻勢ニ出ヌカ、兵力足ラザレバ逆上陸モヤッテハドウカ」と御下問になったが、飛行場がいとも簡単に敵の手に落ちたこともあり、同日、32軍には攻勢を要望する電報が殺到した。米軍が北・中飛行場を整備し、そこに航空機を配備すれば、敵機動部隊に攻撃をかけて後続補給路を遮断することが困難になり、天号作戦が失敗することを軍中央は懸念したのである。

3日夜、32軍は、攻勢か防勢かを決する幕僚会議を開いた。八原参謀は、戦略持久という従来の方針堅持を説き、強硬に攻勢作戦への変更反対したが、長参謀長は、大勢に基づき攻勢案を採用、同日夜半、牛島軍司令官は「北・中飛行場方面への出撃を決定する」ことを申し渡した<sup>63)</sup>。

しかし、南部の日本軍主陣地では4月5日以降、米軍2個師団から猛攻撃を受け、寸土を争う激戦となり、北部国頭郡方面では、北上した米1個師団と戦闘を交えるに至った。この間、米軍に対しては特攻攻撃が加えられ、戦艦大和以下10隻は海上特攻とし4月6日瀬戸内海から出撃、7日、九州南方で米艦載機300機以上の攻撃を受けて壊滅する。以後、当初は沖縄を決戦場と認識していた海軍も、本土防衛のために兵力を温存する方針に切り替え、後続部隊の派遣を差し控えるようになった。

4月中旬から約1か月間、中部丘陵地帯での日米両軍の白兵戦が続き、32軍は5月4日から総力を結集しての攻勢を実施したが、5月下旬には首里の軍司令部が陥落し、南部島尻への撤退を強

\* 東洋大学国際地域学部：Faculty of Regional Development Studies, Toyo University

いられた（5月22日）。そして6月13日、太田海軍少将が自決、6月23日未明には沖縄本島最南端の摩文仁丘での牛島軍司令官、長参謀長の自決により、日本軍の組織的戦闘は終了した<sup>64)</sup>。

沖縄戦終結前日の22日、最高戦争指導会議構成員との懇談において昭和天皇は、「戦争の終結につきても、この際従来の観念にとらわれることなく、速やかに具体的研究を遂げ、これが実現に努力せんことを望む」との意思を示した<sup>65)</sup>。

沖縄戦は多方面での戦闘とは異なる次のような特徴を持っていた。

ア：日本の領土内における元寇以来の初の陸上戦闘であったこと。

イ：県民が直接に戦闘に参加したこと（軍民が一体となり戦った戦闘である）

ウ：陸・海・空の協同作戦であったこと

エ：わが航空総攻撃が大規模な「特攻」を中心に敢行されたこと

こうした中でも、その後における沖縄問題を見る上で、一番大きな問題は、先述のように、十分な装備や訓練を施されていない多数の民間人が戦闘への参加を事実上軍から強制されたばかりでなく、米軍ではなく友軍によって殺戮されるという痛ましい事態が発生した点にある。

まず、県民の戦闘参加の実態であるが、第32軍は、兵力不足を補うため現地の人的資源を最大限に活用して、戦力の現地増強を図った<sup>66)</sup>。それは、44年10月10日の那覇市の大空襲後から戦闘開始まで逐次実施された。44年秋、補充兵（未教育者）の召集を行い、それと併行して同年10月から12月にかけて第1次防衛召集を、次いで20年1月から3月まで第2次防衛召集を実施した。第1次は数千名が召集され、遊撃隊、特別警備中隊、特設警備工兵隊の要・員に充当された。第2次は、約2万名の多数に及んだ。戦局の緊迫に伴い青壮年の健全な男子（17才から45才まで）のほとんど全員に対し実施され、海上艇進隊の作業要員、兵站地域隊の作業要員、一般戦闘部隊のための後方作業要員等に配置された。これらの防衛召集は防衛召集規則に基づいて、概ね規定どおり行われていたが、米軍の上陸後は壕内に避難中の非戦闘員を、最寄りの部隊の下士官が正規の手続きを取らず随時に召集した。戦闘が激化するに伴い、年令の制限等を全く無視し召集の仕方であった。

そして、それらをきっかけとして第32軍の各部隊は、少しでも手足を増やそうと、それぞれ競って召集をエスカレートさせていった。当時日本政府は防衛隊召集の法令的根拠を持たず、彼らはいくまで義勇兵であり、兵役法による防衛召集とは性質を異にするものであった。しかし、現地の軍は現実には戦闘、警戒、陣地構築、後方勤務などの実任務にあたらせたのである。44年12月には軍と県当局は中等学校の戦力化についても協議し、下級生（1～2年生）に通信教育、女学生上級生に看護訓練を実施、師範学校生及び中学上級生には学徒隊を編成させて各部隊に配属、いずれも軍人、軍属とすることを決め、学徒隊は「鉄血勤皇隊」として戦線に参加、兵士と同様、戦車への肉薄攻撃、遊撃切り込み、歩哨、陣地構築などの任務につかせた。また女学校上級生は戦後悲劇の代名詞ともなった「ひめゆり部隊」等として各兵団の野戦病院に配属、衛生兵と同様に扱われ、不眠不休で傷病兵の看護を続けた後、兵とともに散っていったのである。学徒隊を編成した男子学徒1685名、女子学徒543名。

## ●県民疎開と非戦闘員の犠牲

当時政府及び軍当局においては、沖縄戦が戦場となった場合、数十万の老幼婦女子をどうするか

は重大な問題であり、住民の処置を全く軽視していた訳ではなかつた。政府はサイパン島作戦における同島住民の悲惨な最後と、米軍の沖縄進攻の公算の増大を考慮し、44年7月7日緊急閣議を招集し、居住する老幼婦女子を急ぎ本土又は台湾に疎開避難させる方針を決定した。疎開は大別して島外疎開と島内疎開に分け、44年7月以後、実施に移された。このうち島外疎開の計画では、本土（九州）に8万人、台湾に2万人、計10万人の疎開を予定し、輸送は陸、海軍の輸送船及び艦艇を利用させた。その数は44年7月中旬の第1船から45年3月初旬の輸送中止まで延べ178隻に達した。その他に民間機帆船や商船の協力もあり、計画の80%を達成し、連合軍の来攻までに県外に疎開したのは約8万人に上った。しかし、その中には鹿児島島の南で敵潜水艦に撃沈された対島丸のような悲劇もあった。対島丸は、那覇市内の小学校の児童と一般疎開者合わせて1661名を乗せ、8月21日那覇港を出発した。翌日、機関に故障を起こし、一隻だけ船団から遅れた。そこを狙われたのである。助かった者わずかに177名に過ぎず、遭難者のほとんどが幼い児童であった。

島内疎開も島外疎開と平行して実施された。その要領は、60才以上の老人及び国民学校以下の児童並びにこれを世話する女子を45年3月までに、戦闘を予期しない島の北部に疎開させる、各部隊は所属自動車、その他の車両、舟艇をもって極力これを援助するというものであった。これに該当する住民は数十万と判断された。45年1月末、赴任したばかりの島田知事は一切の行政事務を決戦行政に切り替えるとともに、この住民疎開対策に熱心に取り組んだ。

当初、住民は沖縄に上陸する我が軍の威容に歓喜するとともに、戦には必ず勝つ、この島は大丈夫と思込んでしまい、進んで疎開に応ずる者が少なかった。荒井警察部長は「軍隊側が戦に勝つ勝つと宣伝されるので、住民が動かないで困る。なにとぞ、駐屯の将兵は景気の良い言葉を慎み、住民が疎開するよう協力してもらいたい。」と泣き込んでいく始末であった。沖縄は冬は雨が多く、しかも割に寒い。もちろん雪は降らないが、室内で安眠するためには数枚の毛布を必要とする。かかる折に、老幼婦女子が十数里の道を徒歩で移動するのは容易なことではない。しかも、若干の家財道具は携行したくなる。輸送は軍に協力するよう命令してあるが、すこぶる貧弱であり助けにならない。疎開先の国領地方は、農耕地域も狭小だから収容力も不十分であった。しかし、全般情勢の進展と関係者の努力により、疎開者は日毎に増加した。特に第9師団の転進に伴う不安感の増大と、比島方面の戦勢悪化はその傾向に拍車をかけた。それでも米軍の上陸までに島内疎開した数は約3万5千人にとどまった（予定総数の約3分の1）。しかも、受入側の食糧問題、居住施設及びその他の態勢の不備が伴い、戦闘開始には約49万を数える住民が戦場地域にさまよい、悲惨な状況を現出したのである。

また、こうした戦場からの疎開、避難対策の不備以上に問題であったのが、戦闘地域に存在する非戦闘員の安全確保問題だった。旧軍の場合、軍民の協力が重視され、米軍が上陸し、沖縄が戦場となった暁には、“軍民共死”がいわば思考の前提となっていたが、これは、住民の生命安全を最後まで保全するという発想が戦闘至上主義の日本軍にはなかったことに起因している。こうした発想は何も沖縄に赴任した軍幹部に限らず、帝国軍人すべてに共通した特色であり、明治建軍以降、次第に国家の独立維持という目的から国力伸張の手段と化していった旧軍そのものが抱えていた限界、問題点であったといえる<sup>67)</sup>。

だが、沖縄戦における問題は、住民の生命財産の保全や避難対策の“不備”だけではなかつた。「米兵よりも日本軍の方が恐ろしかった」と今日まで語り継がれるように、他の玉砕地でも見られた民

間人の集団自決に加え<sup>68)</sup>、久米島事件に代表されるように、日本軍の一部は、住民をスパイ視し相次いで殺害<sup>69)</sup>、さらにまた住民保護を放置するどころか、自らが生き残るため逆に住民を壕から追い出す等の行為におよび、徒に島民を死に至らしめたと言われる。

如何に戦場下とはいえ、こうした異常な行為が沖縄戦で多発した点は、やはり、本土の沖縄軽視の意識との関連を否定するわけにはいかないであろう。伊藤正徳氏は「それ（沖縄）を都に遠き離れ島、民族的紐帯の薄い地域としてこれを三等地と軽視する思想が、軍の中にも実在した。」<sup>70)</sup>と述べているが、軍幹部のみならず日本全体が、本土との比較で沖縄住民を異質扱し、蔑視する風潮にあったことが、一方で住民をスパイ扱いするなど警戒感を強めさせ、他方、壕追い出しや略奪行為をを許した。外地においてなされるのと同様の非難行為を日本軍は沖縄で行ったのである<sup>71)</sup>。こうした軍の住民観は、それまでの本土と沖縄の歴史的な文脈の中で形成されたものであり、それが沖縄戦で極限に達したといえる。

沖縄戦の犠牲者数については、米軍人戦死者1万2520人、日本軍のうち、他府県出身の正規兵6万5908人、地元出身兵2万8228人、戦闘協力者5万5246人、住民9万4754人という数字がある。沖縄県民の戦死者は15万人を越え、これは当時の人口の1/3に相当した<sup>72)</sup>。戦後、我が国は専守防衛に徹することを国防の基本方針としたが、沖縄戦における非戦闘員問題の教訓とその尊い犠牲は、国土防衛構想に一体どのような形で活かされたのであろうか。疑念無しとしない。

## 第2章 戦後沖縄をめぐる日米関係

### 2-1 沖縄における米軍基地問題の形成

第1章に続き、ここでは戦後、日米両政府がそれぞれ沖縄をその国家戦略上どのように位置づけ、具体的な政策を展開させてきたのかを、“沖縄の日本への復帰”を軸として対比的に分析するが、それに先立ち、その間、地元沖縄の地において“米軍基地問題”が形成されていった経緯を略観したい。

#### ●本土との分離

米軍は沖縄本島の攻略に先立って45年3月26日、慶良間列島に上陸したが、早くもこの日、太平洋区域総司令官兼南西諸島軍政府総長チェスター・W・ニミッツ元帥名で米国海軍軍政府布告第一号（ニミッツ布告）を公布し、北緯30度以南の南西諸島を日本から切離し米国の軍政下に置くことを宣言するとともに、占領下の基本的な統治方針を明らかにした。本島での激戦を経て、45年6月23日に牛島満軍司令官が自決、日本軍の組織的な抵抗は終焉する（米軍が作戦終了宣言を出すのは7月2日）が、沖縄戦の終結と同時に米軍の直接占領による統治が開始される。

米軍各部隊はそれぞれ占領駐屯した土地を接収し基地となした。また米軍は、中（嘉手納）飛行場、北（読谷）飛行場等の旧日本軍施設を拡張するとともに、沖縄本島の中部地区を中心に民有地を接収し、新たな基地建設にも着手した。1945年当時、米軍が確保した基地面積は182平方キロであった。米軍は「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（ハーグ陸戦法規）を根拠に、戦時における

軍事占領の延長として基地用地を無償で使用した。ここに、戦後沖縄にとって最大の問題となる軍用地問題が生まれるのである。戦後、冷戦が日増しに激しさを増すなかで、アメリカは琉球王国の版図であった奄美大島も含めて琉球諸島を日本本土と切り離し、軍政を敷く。そして封じ込め政策を進めるにあたり、日本本土～台湾～フィリピン～東南アジアに至る反共防衛線を築き上げていくが、沖縄はこの弧状防衛線のキーストーン（要石）に位置づけられた。そして大陸の赤化や朝鮮戦争勃発を受け、さらなる軍事基地の拡張が急ピッチで進められていった。

1950年秋対日講和7原則が発表されるが、琉球・小笠原諸島の占領を継続する意向が米側から明確に示されたことに、地元住民は衝撃を受ける。沖縄群島議会は日本復帰要請決議を採択（51年3月）、翌月には人民・社大の両党と民主団体とで日本復帰促進期成会が結成され、僅か三か月で全有権者の72%の署名を集め、これをダレス特使及び吉田首相に送付した。51年9月サンフランシスコ講和会義が開催され、対日平和条約が結ばれるが、同条約第3条で沖縄は、アメリカを唯一の統治国とする国連信託統治領とすることとされた。52年3月、米軍は琉球民政府を発足させ、軍政から間接統治に切り替えたが、沖縄がアメリカの統治下に置かれる状況は変わらなかった。

### ●銃剣とブルドーザー：米軍による土地強制収容

平和条約締結に伴い、米軍は戦時国際法に基づいた軍事占領による土地使用の法的権原を失った。そのため平和条約発効（1952年4月）後は琉球政府行政主席と土地所有者との間で賃貸借契約が結ばれることになった。また朝鮮戦争の激化に伴い、米軍は53～54年にかけて各地で新たな土地接収を行なおうとしたが、多くの土地所有者はこれに応じず、住民が米軍の銃剣とブルドーザーの前に座り込む等激しい反対闘争が起こった。米軍は53年4月に「土地収用令」（高等弁務官布令109号）、同年12月に「軍用地域内における不動産の使用に対する補償」（布令26号）を公布し、契約に応じない地主の土地を強制収容した。

日米安保条約の成立によって、アメリカは日本独立後もその全土に米軍基地を置くことができたが、日本本土では米軍の行動への反発は強く、基地拡張は事実上困難な情勢にあった。1955年に起きた立川基地拡張問題はそれを示している。日本政府は52年5月、米軍への軍用地提供のための土地収用法である米軍用地特別措置法を制定したが、当時の砂川町長らが強制収用に激しく抵抗し大問題となる。これに対し日本から分離され米軍の支配下におかれた沖縄では、核兵器の持ち込みや戦闘作戦行動の自由等本土以上の役割が期待でき、それゆえに土地の強制的な収用が断行されたのである。

現在沖縄島の中部から南部にある基地はほとんど、沖縄戦終了後、住民が強制収容所に入れられている間に米軍用地として囲いこまれたものだが、北部にあるキャンプ・シュワープ、キャンプ・ハンセン、北部訓練場等、沖縄基地の半分以上を占める海兵隊基地は1950年代後半から60年代はじめに作られたものだ。この時期の土地の強制収容を指して沖縄の人々は「銃剣とブルドーザー」により土地を奪われたと表現するが、この強制措置は沖縄県民の大きな反発をかい、戦後存在していた米国政府および米軍への期待感は失われていく。またこの中で軍用地料をめぐる問題が新たな争点となった。米軍が「毎年賃借料を支払う代わりに、土地代金に相当する額の一括払いとする」（54年3月）方針をとったため、買上げ同様の結果を招くものと地元住民が反発、行政主席比嘉秀平ら6人の県民代表団が訪米（55年6月）し、下院軍事委員会等で一括払いの中止を訴えた。しか

し55年10月、米議会から沖縄に派遣された調査団（下院軍事委員会プライス調査団）もこの一括払い措置を肯定（1956年6月「プライス勧告」）したため、沖縄全域で「島ぐるみ（土地）闘争」といわれる激しい抵抗運動に拡大していった<sup>1)</sup>。

このため、58年4月、土地接収計画の再検討と一括払いの中止が発表され、その後、県民代表団の再度の訪米を経て、新土地政策として1959年1月、「土地賃借安定法」及び「アメリカ合衆国が賃借する土地の賃貸の前払いに関する立法」が制定、2月には「賃借権の取得について」（布令20号）が公布された。これによって軍用地の取得、賃借料、支払い方法等が制度的に確立され、以後、本土復帰に至るまで米軍の土地使用の根拠となった。

### ●本土米軍基地削減と沖縄基地の強化

一方本土では、57年6月の岸総理大臣とアイゼンハワー米大統領の会談で、陸上戦闘部隊の撤退を含む在日米軍の大幅削減の方針が明らかにされる。この結果、1952年の旧日米安保条約成立から1960年の安保改定までの間、日本本土の米軍基地は減少したが、その間、本土に展開していた米地上軍の沖縄移駐により沖縄の米軍基地は逆に2倍に増加し、国土面積の0.6%に過ぎない沖縄と本土にはほぼ同規模の米軍基地が存在する状況となった。本土各地の住民運動は米軍基地の撤去を実現させたが、それは沖縄米軍基地の維持・強化によって可能となったもので、結局本土の基地問題を沖縄にしわ寄せする形での整理・統合であったということもできる。さらに60年代末から70年代半ばにかけて本土の米軍基地は減少（この過程で立川、板付基地も返還された）したが、返還合意がなされたものの沖縄ではほとんど減少せず、1960年代後半からのベトナム戦争激化とともに基地機能の強化が続いた。

1972年5月、佐藤総理が政治生命を賭けた沖縄の本土復帰が実現するが、沖縄返還は日米安保条約、米軍地位協定の沖縄への適用を取り決めており、本土復帰後も米軍が駐留して基地を使用することになった。米軍統治下の軍用地のうち、民間の土地を米軍が強制収容したものが三割、県・市町村有地が三割、国有地が三割となっていたが、日米安保条約の適用により、米軍が強制収容した軍用地を日本政府が米軍に提供する義務を負うことになった。このために、日本政府は民間から強制収容した軍用地を地主が契約に応じなくとも向こう五年間は強制使用できる「公用地法」を制定し、土地の合法的な使用权を獲得。同法は1977年5月に期限切れになり、政府は沖縄戦による公凶焼失により地籍が不明確なことから「地籍明確化法」を国会で強行採決し、その付則で「公用地法」の5年間延長を図った。1982年からは、旧日米安保条約締結時に制定され、日本本土の米軍用地を対象としてきた「駐留軍用地特措法」を沖縄に適用することになった。

## 2 - 2 日本の主権回復と沖縄

### ●沖縄排他的支配の継続を望む米軍部：対日監視から対ソ牽制の基地へ

沖縄攻略作戦の指揮をとった米軍司令官バックナ - 中將は、沖縄戦が始まったばかりの1945年4月という早い段階で、「中国大陸への道筋として、ロシアの拡張主義に対抗する拠点として、沖縄を“保護領”その他の名目で、排他的に支配することが不可欠である」旨を日記に記している<sup>2)</sup>。ソ連とともにドイツを挟撃していたこの時期に、既に米軍部の中では戦後世界における沖縄の戦略

的価値に着目する動きが出始めていたのである<sup>3)</sup>。

もっとも、対日戦終了直後のアメリカ極東戦略の眼目は、軍備解体後の日本を監視することであり、沖縄はそれまでの対日進攻から対日監視の基地としての評価が先に立った<sup>4)</sup>。将来日本の軍国主義が復活して近隣諸国の脅威にならぬよう沖縄を押さえておく必要があり、それには同地域をアメリカが排他的に支配する必要があると米軍部は考えたのである。そこにはまた、多大な米兵の犠牲の上に勝ち得た沖縄をそう簡単には手放せないとの感情論も存在していた。

1945年10月23日、統合参謀本部は沖縄をグリーンランド、アイスランド、ニューファウンドランド等と共に主要基地と認め、「沖縄、小笠原を含む日本の旧委任統治領及び中部太平洋の島嶼を日本から切り離して、アメリカの排他的な戦略的統治の下に置くべき」ことを決めた（JCS-570/40）。しかし同年12月モスクワで開かれた米英ソ三カ国国外相会談で、対日講和による国際的合意があるまで沖縄を含む領土の帰属を決定しない旨申し合わされたため、先の統参本部決定の実施を困難なものとした。そこで軍部は主権獲得という形を避け、実質的な保有を可能とする方法を模索する。

翌1946年1月21日、バーンズ国務長官の求めにより統合参謀本都は琉球・小笠原諸島を旧日本委任統治領と同様の戦略的信託統治とし、アメリカを施政国とする構想を明らかにした（JCS-570/50）<sup>5)</sup>。「旧日本委任統治領」とは、日本が第一次大戦でドイツから委任統治領として獲得したカロリン諸島、マリアナ諸島、マーシャル群島からなる南洋諸島を指し、47年4月、琉球・小笠原はアメリカを施政国とする国連の戦略的信託統治領とされた。

東京のGHQはこのJCS決定を受け、北緯30度以南地域を行政上日本から分離する措置をとる（「若干の外廊地域を政治上日本から分離することに関する覚書」連合軍最高司令部1946年1月29日）。連合軍最高司令官マッカーサー元帥が日本政府に宛てたこの覚書が、沖縄を日本から分離した最初の公文書であり、その第3項は「日本の範囲に含まれる地域」として、「北海道、本州、四国、対馬諸島、北緯30度以北の琉球諸島を含む1000の隣接諸小島」、「日本の範囲から除かれる地域」として、「鬱陵島、竹島、濟州島、北緯30度以南の琉球諸島、千島列島、齒舞諸島等」をあげ、第4項の「日本帝国政府の政治上、行政上の管轄権から特に除外される地域」としてあげた「全太平洋諸島、満州、台湾、澎湖列島、朝鮮、樺太」などと区別された。

しかし、領土不拡大の原則に立つ国務省は46年6月、琉球諸島が旧委任統治領ではなく、ポツダム宣言第8項における「吾等ノ決定スル（旧日本領である）“諸小島”」である点を確認し、これを非軍事化して日本に返還すべきであると主張した（SWNCC-59/1, 46年6月24日）<sup>6)</sup>。多大な米兵の犠牲の下に軍事奪取した沖縄を日本に戻すことへの感情的なこだわりに加え、折からの冷戦の国際構造がヨーロッパを中心に進展しつつある国際情勢の中で、東アジア戦略の主眼を対日監視から対ソ牽制へとシフトさせるうえで沖縄の戦略的価値の発揮が不可欠と考えていた米軍部は、こうした国務省の対沖縄認識に不満を抱いた<sup>7)</sup>。

### ●マッカーサー・昭和天皇と沖縄

敗戦日本における事実上の支配者であり、アメリカの対日占領政策を左右する立場にあった連合軍最高司令官マッカーサーが本の非武装化を構想していたことは有名な話だが、彼の発想は沖縄の軍事占領を前提とするものであった。日本本土の非武装化と沖縄分離支配構想をセットで考えて

いたマッカーサーは「沖縄を米空軍の要塞化すれば、日本が非武装化しても、軍事的な真空地帯となることはない」と発言（47年6月）、講和条約草案（47年8月5日）を批判した書簡の中でも「沖縄が西太平洋の防衛にとって不可欠である」と述べ、48年3月5日、来日したケナンとの会談でも、沖縄を「太平洋地域における攻撃力であり、アリューシャン、ミッドウエイ、旧日本委任統治領を結ぶ重要地域」であるとその戦略価値を評価し、沖縄に空軍力があれば日本本土に軍備は必要ないとの持論を繰り返している。

47年6月のマッカーサー発言に刺激されて、宮中でも動きがあった。47年9月中旬、宮内庁御用係の寺崎英成はGHQ外交顧問のシーボルトに宛てて「天皇が、沖縄をはじめ、琉球その他の諸島をアメリカが軍事占領し続けることを希望して」おり、「天皇の意見によると、この占領はアメリカの利益にもなるし、日本を守ることにともなる。アメリカによる沖縄（要請があり次第他の諸島も）の軍事占領は、日本に主権を存続させた形で、長期の—25年か50年ないしそれ以上の—貸与をするという擬制の上になされるべきである。それによって、他の諸国、特にソ連と中国が同様の権利を要求するのを差し止めることになるだろう」とのメッセージを伝達している<sup>8)</sup>。

この「天皇メッセージ」は、シーボルトからマッカーサー、マッカーサーからワシントンのマーシャル国務長官、それにケナン政策企画室長にも伝達された。このメッセージが平和条約による日本の独立回復に際し、沖縄と小笠原、硫黄島が—戦略的信託統治ではなく、日本に主権を残存させた形で—無期限にアメリカの施政権下に置かれた（第3条）ことにどの程度影響を及ぼしたかは定かでない。しかし、沖縄の基地化を求める米軍部や、反共の防波堤として日本の戦略的地位を再評価し始めていた国務省政策企画室の考えと平仄のあう内容であったことは間違いない。

### ●対日占領政策の変化と沖縄の継続占領

ところで、48年初頭にケナンが来日したのは、冷戦の進展をふまえて国務省による対日占領政策の見直しを図るためであった。マッカーサーとの会談を終え、帰国したケナンは5月にマーシャルにPPS-28/2を提出、これがさらに修正されてNSC-13/2（48年10月7日）となるが、その中でケナンは、地政学的環境から沖縄がアメリカの前進基地として適するだけでなく、独立国家となる日本やフィリピンの基地使用の制約に比べ、米軍の自由使用が可能という政治的条件からも沖縄を高く評価していた。さらにケナンは、現在アメリカが沖縄住民に対する保護責任を負っており、この責任を果たすにはアメリカ単独での信託統治以外に方法がないとの認識を示した。また非軍事化の対日政策の下では沖縄を無防備な状態に放置することになり、沖縄の返還は有り得ない選択と指摘し、米軍の長期駐留を主張したのである。

NSC-13/2は部分的修正を経て49年5月6日にNSC-13/3として確定する<sup>9)</sup>。沖縄への米軍の長期駐留が打ち出され、非軍事対日返還というかつての国務省の立場（SWNCC-59/1）は後退する。国共内戦における中国共産党優位という当時の大陸情勢が、国務省を譲歩させた背景にあった。以後アメリカは、大陸ではなく沿岸島嶼部に重点を置いた安全保障政策を考慮するようになる。

NSC-49（49年6月15日）及び共産中国成立後のNSC-48/2（49年12月30日）では、アメリカの安全保障にとって重要な地点はもはや中国大陸ではなく、日本・琉球・フィリピンからなるアジア大陸沿岸諸島（offshore chain islands）であることが確認され、NSC-48/2においては、日本、沖縄、フィリピンの重要性を指摘した後、沖縄についてはNSC-13/5の実施を急ぐべきことが明

記された。アチソン国務長官が50年1月12日にナショナルプレスクラブで行った演説でも、アリューシャンから日本列島、琉球諸島、フィリピンに至る島嶼ラインの重要性が指摘されるとともに「琉球の住民の利益のために我々は適当な時期に琉球諸島を国連の信託統治のもとに置くことを提案する。だが琉球諸島は太平洋の防衛線の一部であり、我々はこれを保持しなければならない」旨が述べられた。

### ●対日講和と沖縄の除外

このように共産中国の成立に伴い、反共防波堤としての日本の活用が考慮され、対日講和延期というNSC-13 / 2の方針が再検討され、1950年春頃よりアメリカは対日講和促進に向けて動きはじめるが、まさにそうした折り朝鮮戦争が勃発（50年6月）。北朝鮮軍が38度線を越えて韓国に侵入し、米韓連合軍は釜山橋頭堡を保持するのみという状況に負い込まれた。その後米軍は仁川に逆上陸作戦を行い北朝鮮軍を背後から突きこれを潰滅させ、戦線が38度線付近で揉み合うところで停戦となったが、この時期アメリカはアジアの大陸部から何時駆逐されても可笑しくない状況にあった。

かかる事態を受け、米軍部は日本列島や朝鮮半島・台湾海峡を睨む沖縄の軍事戦略的価値を強く認識し、早期講和に反対した。対日講和担当の大統領特別顧問に就任したジョン・フォスター・ダレスは独立回復後も米軍の日本駐留権を継続させることで軍部の説得に当たった（国務、国防両省の合意は50年9月7日のNSC-60 / 1）。このNSC-60 / 1の中で、沖縄における排他的戦略的支配の保障がうたわれ<sup>10)</sup>、沖縄にはNSC-13 / 2が示した長期駐留の方針が堅持された。

この両省合意を受け、同年9月国務省によって対日講和草案が作成され（9月11日）、ダレスは第5回国連総会で「対日講和条約七原則」を発表する（9月19日）。その第3項は「日本はアメリカを施政権者とする琉球諸島及び小笠原諸島の国連信託統治に同意する」とされ、沖縄に対する施政権保持の態度が初めて公にされた。以後対日講和の機運は一挙に高まり、やがて本土は待望の独立回復を果たすが、沖縄では本島中部を中心に米軍による土地の接収が盛んに行なわれ、沖縄の米軍基地化が進んでいった。

平和条約（52年4月28日発効）第3条は、その前段で、将来アメリカが沖縄小笠原をアメリカを唯一の施政権者とする信託統治地域とし、国連に提訴することに日本が同意することを定め、後段で、それまでの間アメリカが行政、立法、司法上の全権を行使すると規定した<sup>11)</sup>。これはアメリカによる施政権行使と信託統治の関係が定かでなく、沖縄は独立国でも信託統治地域でも、租借協定による租借地でもなく、アメリカの施政権下にはあるがアメリカ領でもないという国際法上変則的な立場に置かれた。

講和交渉を通して、日本政府は沖縄問題について米側が示した信託統治の考えに反対し、沖縄に対する日本の主権を残すように要望。また吉田はダレスとの交渉で、信託統治の必要がなくなり次第の沖縄の早期返還を求めたが、ダレスは日本の要求を認めなかった。結局、日本政府の主権については、講和会議でダレス米全権及びヤンガー英国全権が、日本に潜在主権の維持を許すとの発言にとどまった。こうしてアメリカは対日平和条約第3条を拠り所に、沖縄に「事実上の主権」を保有し、軍事行動の柔軟性確保に成功する。基地保持のため「事実上の主権」を有するケースは沖縄以外にはなく、これが沖縄基地の特性となった。地政的重要性に加え、基地の自由使用が沖縄の戦

略的価値を一層高いものとした<sup>12)</sup>。封じ込め政策を維持する限り、沖縄における米施政権の保持は絶対不可欠であり、基地の存続と米施政権の維持は密接不可分の強固な認識がアメリカ、特に軍部において支配的となるのである<sup>13)</sup>。

## 2 - 3 自主防衛論と沖縄

### ●アイゼンハワー政権の沖縄評価

トルーマン政権に次いで、アメリカでは共和党のアイゼンハワー政権が誕生し、先に対日講和を指導したダレスがその国務長官に就任、パクトマニアと呼ばれたように対共産圏封じ込めのための条約網作りを“巻き返し”というレトリックの下に推進した。その際、日本から沖縄、台湾、フィリピンを経てオーストラリア、ニュージーランドに至るアジア大陸東部沿岸の連鎖状の諸島(offshore island chain)は、共産圏内を東方から包囲するうえでどうしても保持せねばならぬ戦略的要衝と見なされた。この「日本およびその南方に広がる諸島の連鎖が西側世界にとって持つ重要性」についてダレスは、「今日、広大な太平洋は友好的な太洋であるが、それはただ、西太平洋の島々塗布龍の半島が友好的な手の内にあるからに過ぎない。……しかし、こうした島々や半島の壁のすぐ裏側には、我々に対して狂信的なまでに敵愾心をもやし、明らかに侵略的である独裁統治下に数億の人々がおかれている大陸が存在している」と述べている。共産中国の存在により、「アメリカの安全に対する最も直接的かつ公然たる脅威」が極東に認められる以上、「たとえ全面戦争の重大な危険を冒しても」この東アジアの防衛線を守ること、そして「太平洋を友好的な水域として保持すること」がアイゼンハワー政権で重視されたのである<sup>14)</sup>。

また同政権は1954年に、核抑止を局地紛争にも適用する「大量報復戦略」を打ち出した。核抑止は全面戦争、それも欧州での対ソ脅威に対抗するためのものと考えられたが、アイゼンハワーは、なるべく安い軍事コストで第二、第三の朝鮮戦争を防ぐため、核兵器とその運搬手段である戦略空軍に大きく依存するアプローチを採用したのである。そのため、核兵器運搬能力の強化策として、それまでのB-36に代わってジェットの中距離爆撃機B-47の生産が開始され、55年頃までに1500機が生産された。ただ、その航続距離の短さゆえに、中ソ周辺に位置する同盟諸国に空軍基地を建設し、そこに爆撃機を配備する必要がある(周辺戦略)、中国を睨む沖縄も戦略空軍の前進基地としての機能発揮が期待された。当時沖縄で米軍が基地拡大に動いた背景には、こうした軍事戦略上の要請が存在していたのである。

しかもアイゼンハワー政権の初期には、政治目的達成のためには核の行使も辞せずとの姿勢が前面に押し出され(政権末期には、核の威嚇に対して慎重な姿勢を見せるようになる)、例えば朝鮮戦争の終結を促すため、中国に対し核兵器の使用を仄めかしたほか、停戦を促進するために原爆を沖縄に移動させたことが一度あったとの証言もなされている<sup>15)</sup>。

### ●再軍備と沖縄返還の補完性

53年8月8日、訪日したダレス国務長官は奄美諸島の日本への返還を発表したが、その直後、ワシントンで新木駐米大使に次のような見解を伝えている。

「日本がこの地域(沖縄・小笠原)の安全保障に殆ど関心を持たず、僅かな努力し」かしない限

りは、米国が沖縄・小笠原のような戦略的諸島の支配圏を放棄することは困難である。現時点でこれらの諸島を力の真空状態の中へ放り出すことは間違っている。」（1953年8月13日）。

ダレスは、日本の軍事力強化に強い関心を抱いていた<sup>16)</sup>。それゆえ、日本政府の防衛力増強努力を「僅かなもの」と見て常に厳しい評価を下し、再軍備が進まぬ以上、沖縄返還問題の進展もあり得ぬとの立場を変えることはなかった<sup>17)</sup>。同年12月24日、奄美返還協定が調印され翌日発効したが、沖縄に関するダレス声明が同時に発表された。それは、「極東で現在の緊張が続く限り、米国が現在行使している程度の管理、ならびに管轄を米国が保有することは必要である。かくて米国は、日米間の安保条約（旧安保）の下において、極東地域の平和、安全保障の維持に寄与する諸任務を効果的に遂行できよう」としたうえで、「極東に脅威と緊張がある限り米国は沖縄の現状を維持する」という内容であった。この時示された米政府の立場は、アジアの国際的緊張が解消され青空が広がるまでの間、沖縄を保有するという意味で「ブルー・スカイ・ポジション」と呼ばれることになる。

このダレス声明に続き、アイゼンハワー大統領も議会にあてた一般教書の中で「アジアにおいて共産主義の脅威があるため、アメリカは“無期限”に沖縄に留まらなければならないであろう」（54年1月7日）と述べ、沖縄返還問題の検討など時期尚早の立場を如実に示した<sup>18)</sup>。

### ●鳩山構想の躓き

その間、日本国内では吉田政権に代わり、防衛力増強を主張する鳩山政権が誕生する（54年12月）。経済優先、軽武装の吉田路線に反発した鳩山は、改憲、自主防衛の路線をめざし、防衛分担の拡大による沖縄返還の可能性を考慮するが、憲法改正に必要な衆議院議席を獲得できず、彼の構想は挫折、代わって政権課題を日ソの国交回復に据えるようになる。

一方、アイゼンハワー政権は54年4月のNSC-5516 / 1で、再軍備よりも日本の政治経済的安定（＝保守合同の実現）を優先する方針を打ち出したため、以後ダレスも露骨な防衛力備強化要求を差し控えるようになったが、対ソ志向を強めた鳩山政権の中立主義的性格やその国内政権基盤の脆弱さに対するアメリカの不信感には強いものがあつた。自主防衛のための改憲実現には政治的安定が先決であり、それなくしての沖縄返還は中立国日本に沖縄を委ねてしまうようなものだと認識するアメリカが、そうした危険性を敢えて犯すことはあり得なかった。

それゆえ1955年8月、重光外相が訪米してダレス国務長官と会談を行った際も、米側の対応は極めて冷ややかであった。重光は第二回目の会談で、現在のような一方的な性格の安全保障条約ではなく相互的基盤に立った新条約安保条約改定をもちかけたが、ダレスは、アメリカが攻撃された時に日本がこれを助けるような内容のものでなければ改定の意味がないとして、合意には至らず、また31日の第三回会談でも、沖縄・小笠原の返還を求める重光に対しダレスは、現在もアメリカにはそのような意思は全くないと断言、次のように述べた。

「米国政府は、琉球小笠原の現状変更を全く考えていない。これについては、相互に理解すべきことである。……当初、米国は北緯30度以南の地域を保有することを考えたのであるが、第三条でこれを29度以南に限定し、さらに奄美大島を返還した。これが米国にできるすべてである」<sup>19)</sup>

日本国内では自民党の高岡大輔が、沖縄に限って同地を特別地域とする日米の共同防衛条約を締結することによって、沖縄の本土復帰を促すとの構想を発表したが（高岡構想：1957年）、構想倒

れに終わった。

### ●ミサイルギャップと沖縄

大量報復戦略の下、アイゼンハワー政権は在来兵力の削減を進めると共に戦術核兵器への依存を強め、沖縄への核兵器の配備も進められたが、その後、ソ連のICBM実験やスプートニクの成功によって、いわゆるミサイルギャップが表面化する。そこで、ミサイル開発までの当面の対抗措置としてアメリカは、ソ連周辺のアラスカへのIRBM配備に踏み切った。米軍が沖縄の核武装強化を決意したのもこの時期と考えられる。

57年12月17日、ホワイト米空軍参謀総長は上院軍事委員会の答弁で、MRBM（中距離弾道弾）配備の有効な基地として「英国、その他の北大西洋条約諸国、それに恐らくアラスカ、沖縄及びその他の極東地域である」と沖縄の名を挙げたが、沖縄にはMRBMのソーミサイルが配備され、58年5月24日には、SEATO条約諸国の軍事代表に沖縄のソーミサイルが公開された。また59年11月7日には、対空ミサイルのナイキハーキュリースの試射を公開、さらに沖縄における低空ミサイルホーク基地建設発表（60年12月）、ソーに代る有翼ミサイルのメースB基地建設発表（61年3月13日）と続いた。いずれも沖縄における核兵器の存在を中国に誇示するためのデモンストレーションであった。

58年5月1日の国家安全保障会議でダレス国務長官は「我々には、共産勢力による韓国侵攻再発を防止する十分な抑止力がある。抑止力は、沖縄に置かれている米軍の核戦力で構成される」と述べ、沖縄米軍基地に核兵器が配備されていることを認めたとうえで、その重要性を語っている<sup>20)</sup>。

## 2 - 4 安保改定と沖縄

### ●岸・アイゼンハワー会談

鳩山の後を継いだ石橋総理の病気辞任に伴い、自民党総裁選で首班に選出された岸信介は57年2月、自ら外相を兼任して新内閣を発足させた。内閣が発足するや岸は早速、安保条約の改定と沖縄の施政権返還問題に取り組んだ。鳩山内閣の民主党幹事長として55年の重光外相訪米に同行、重光・ダレス会談にも出席し、米側の居丈高な姿勢を目の当たりにしていた岸は、日米安全保障条約の双務的な改定を自らの政権課題に据えた<sup>21)</sup>。

首相就任直後の57年4月、岸は数回にわたり、アリソン大使の後任として赴任したD・マッカーサー大使との間で日米関係について会談しているが、これは岸総理にとってはアイゼンハワーとの首脳会談を前にした予備的な会談を意味していた。第一回目の会談で岸は、現在の日米関係を損なっている原因として日本人の国民感情をあげた。岸のトーキングペーパーでは、日本人のアメリカに対する反感の原因として、(1) アメリカの対日軍事政策、(2) 日米安全保障条約のもとで日本が片務的・依存的な地位に置かれていること、(3) 領土異題、(4) アメリカ内の日本製品輸出に対する扱いと対共産中国に対する貿易制限、の4点が挙げられていた。このうち(3)の領土問題に関する岸の見解を見ると、国民感情の他に次のような問題点が指摘されていた。

まず、日本人は、一部左翼だけではなく知識人をも含め、領土不拡大原則に照らしてアメリカに失望している。沖縄・小笠原は、カイロ宣言で言及された領土のカテゴリーに入るものではなく、

日本固有の領土である。また、日本人は沖縄住民が異民族支配のもとにあると見て同情している。さらに、日本人はアメリカの沖縄統治の正統性について疑問を持っている。つまり、何故アメリカが施政権を全面的に行使しなければならないかについては疑問が残る。岸はこれらの点を指摘し、沖縄・小笠原の全ての権利を10年後に日本に返還するようマッカーサー大使に要請したのである。軍用地問題に見られたアメリカの強硬姿勢とこれに対する沖縄島民の激しい抵抗が、日本政府をして沖縄問題に取り組ませる契機となったのである。

この要請について、岸は次のような追加説明を行っている。つまり沖縄の戦略的重要性は容易に理解できるが、日本人から見ると日本本土も沖縄と同じ大陸沿岸の諸島であり、沖縄だけがアメリカの施政権下に置かれる理由が解らない。また沖縄の内政的事情は今後年毎に悪化するであろうから、これはアメリカにとっても少なからぬ不安となるはずで、日米関係にとっても深刻な障害となる。従って返還に10年のタイムリミットをつけてはどうかとの考えを岸は示した<sup>22)</sup>。だがマッカーサー大使は5月16日、日本が沖縄を防衛できない以上、沖縄の返還にタイムリミットを付けることは困難であると岸の主張を斥けた<sup>23)</sup>。

大使との予備会談を終えた岸は訪米し、アイゼンハワー大統領と会談、安保改定と沖縄返還を訴える（57年6月16日）<sup>24)</sup>。安保条約については、同条約の締結当時と国際環境が変わったこと、日本の自衛力も整備されてきたことを理由に岸は、(1) 米軍の配備、使用について日本側と協議すること (2) 安保条約に基づいてとられる措置が、国連憲章の原則と合致すること (3) 安保条約に期限をつけること等を求めた。これに対しアイゼンハワーは「安保条約の再検討に異論はない」と述べ、岸は、安保条約再検討について原則的な合意を米側から勝ち取ることに成功する<sup>25)</sup>。

一方、沖縄問題については19日の第一回会談で、施政権の全面返還が困難であるなら、その一部だけでも返還すること、返還の時期を明らかにすることを求めたが、米側の容れるところとはならなかった<sup>26)</sup>。首脳会談直前の6月16日付けで、極東軍司令部からワシントンに送られた文書では、沖縄米軍基地現状維持の必要性が強調されていた。

「(沖縄が日本に返還された場合) アメリカは日本本土—ここでは我々が基地に導入したり、基地で使用する兵器のタイプや、我々が獲得する土地・施設の量、それに兵員の地位は相互協定によって拘束される—で体験しているのと同じ障害に出くわすことになる。……数年後日本が中立主義の陣営に移るかもしれないという可能性、そして仮に沖縄が日本に戻ってのち、米軍の日本及び実際には沖縄からの撤退を必要とする他の状況が生まれるかもしれないという可能性は、完全には否定できない。沖縄への現在の統治権をアメリカが引き続き保守する価値は、このような可能性に照らして自明である」<sup>27)</sup>。

極東戦略を展開するうえで沖縄が占める軍事的価値の大きさゆえに、この時も軍部は沖縄返還に正面から反対し、ダレスもこうした軍の認識に同調したのであった。しかし、公の場で沖縄返還問題について日米首脳が意見を交換したのはこれが初めてであった。

会談後の6月21日に岸・アイク共同声明が発表され、「日米関係が共通の利益と信頼に確固たる基礎をおく新しい時代に入りつつあることを確信している」と日米新時代の到来がうたわれた。この時、安保条約に関して生じる問題を検討する政府間の委員会（日米安保委員会）設置が決まったが、これはアメリカがようやくにして安保改定に腰を上げたことを物語るものであった。これに対し沖縄問題については「総理大臣は、琉球及び小笠原諸島に対する施政権返還についての日本国民

の強い希望を強調した。大統領は日本がこれらの諸島に対する潜在的な主権を有するという米国の立場を再確認した。しかしながら大統領は脅威と緊張の状態が極東に存在する限り、米国がその現在の地位を継続する必要を認めるであろうことを指摘した。大統領は、米国がこれらの諸島の住民の福祉を増進し、ならびにその経済的および文化的向上を促進する政策を継続すべき旨を述べたと、潜在的な主権の再確認をうたうにとどまった<sup>28)</sup>。ただ、米施政権保持の代替措置として、米側は「住民福祉の増進」を約束。「住民福祉の増進」は施政権者の当然の責務であるが、これを強調することによって、軍用地闘争を契機として盛り上がった沖縄返還、祖国復帰要求を緩和する役割をアメリカは期待したのであった。

### ●安保改定交渉：沖縄の共同防衛地域への包含

岸の訪米によって安保条約改定への地固めが行われ、翌58年9月には藤山外相が訪米しダレス國務長官と会談、安保条約の改定交渉を始めることで意見が一致した。安保改定に対する日本側の基本方針は(1)旧安保条約の片務性をより双務的なものに改め、相互防衛条約的な性格とする(2)条約の期限を明確にする(3)在日米軍の配備、使用については、米側は事前に日本政府と協議する(4)米軍が日本防衛の義務を負うことを明文化する等であった。またこの会談で沖縄に対する日本政府の援助政策が正式に認められたが、日米交渉の焦点はもはや安保条約改定一本に絞られた。59年4月23日、米上院外交委員会の秘密聴聞会においてフェルト太平洋軍司令官は「沖縄は島ごと全体が軍事基地である」とし、「岸首相が返還を求める立場をとらざるを得ない程(祖国復帰の)叫びが存在する」としながらも、「沖縄はアメリカの西太平洋防衛にとって不可欠であり、現在の体制を維持すべきだ」と発言している<sup>29)</sup>。この段階では沖縄返還問題は背後に後退していたのである。

安保改定交渉は58年10月4日、岸首相、藤山外相とマッカーサー駐日大使との間で始められたが、当初の論議のなかで米軍の防衛義務明確化問題に関連して、米軍施政下の沖縄を共同防衛地域に含めるか否かという問題が持ち上がった。沖縄を「新条約の適用地域とするかどうか」の問題である。政府自民党は、沖縄を防衛区域に加える意向であった。その理由は、(1)日本側が、相互援助方式を基礎とする条約改定に踏切る以上、新条約の適用区域を従来通り、日本領域だけに限定することは、アメリカ側に対して虫がよすぎる(2)沖縄に対して攻撃を加えられた場合、日本は傍観するわけにはいかない(3)適用区域から、沖縄を除外することは、これらの地域に対する施政権返還を要求している日本として筋が通らない。(4)潜在主権を持つ沖縄へ自衛隊が出動することは、海外派兵ではないから、日本国憲法第9条に反しない、というものであった。沖縄を日米共同防衛地域に含めることで安保条約を相互防衛条約的な性格に近づけるとともに、アメリカの施政権をへこませ、沖縄返還を早めることにもなるという論議である。政府の条約区域適用論の背景には、沖縄に潜在主権がある以上、潜在的自衛権があり、条約区域に含めることにより、自衛権を顕在化しようとの考え方があった(潜在主権と自衛権の関係問題)。

岸首相は1958年10月23日、衆議院での答弁で、

「……条約の改定によって、沖縄で共同行為ができるようになれば、それは施政権の一部が返還されたことになる」と解釈すべきだ。憲法で認められている自衛権は、もちろん国民及び主権の及ぶ範囲に行使される。従って沖縄に観念的には自衛権があるわけだが、ただ現在は、施政権が包括的にアメリカにまかせられているから、自衛権も現実には及ばない。これを条約上、アメリカがわが

国の自衛権を沖縄に認めることにすれば、そこまで自衛権が広がるわけだ」

と述べ、翌日の参院予算委員会で林内閣法制局長官は「沖縄に対し、日本は潜在主権を持っている。これは領土権を持っているということで、抽象的観念的自衛権の範囲内である。したがってこれに自衛権を行使するということは、個別的自衛権の行使だ」と語っている。米側も、条約の範囲を日本領土だけに限らず、沖縄、小笠原を含む西太平洋地域に拡大することを求めたことはいうまでもない。

これに対し革新派はじめ、自民党内部から強い異論が出た。その理由は、(1) 沖縄を防衛区域に入れることは、日本の軍事的負担や危険性が増える (2) 沖縄防衛のために、アメリカの軍事行動に協力するといっても、憲法9条の制約があり有名無実である。(3) 沖縄はすでに米比、米台、米韓、アンザスなどの相耳防衛条約においてアメリカの管理、管轄下にある地域として条約の共同防衛地域になっており、沖縄を日米安保条約の共同防衛地域に編入することは、沖縄をカナメとしてこれら四つの防衛条約と日米安保条約をリンクさせ、事実上の東北アジア条約機溝（NEATO）を形成することになり、日本がアメリカの軍事行動に巻き込まれる危険が増大する、というものであった。沖縄を含めることは、火中の栗を拾うようなものだとの論理である。それならば、そのような危険な地域から沖縄を解放するにはどうすればよいのか、の議論は相変わらずなされなかつた。60年安保の論争も、所詮空想的平和論を背景とした、本土による本土のための平和論が先行し、沖縄を視野に入れた懐の深いものではなかつた。

### ●新日米安保条約：事前協議制度と沖縄

結局、沖縄は日米の共同防衛地域には含まれず、改定された新しい安保条約の第5条は、共同防衛地域を「日本国の施政の下にある領域」と定めた<sup>30)</sup>。また条約第6条は、在日米軍が「日本の平和と安全」のためばかりではなく、「極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」日本の基地を使うことができる、と定められた。そこで、米軍の一方的な基地使用を規制するために、装備における重要な変更（例えば核兵器の持ち込み等）や日本からの直接的戦闘作戦行動などは事前の協議の対象とする交換公文がとり交わされた。

事前協議制度は、日本本土における米軍の基地地使用の態様について日本側の意向を反映させるためのメカニズムであったが、同時にそれは沖縄の施政権問題の解決を困難にさせる側面を持っていた。日本本土の米軍基地使用に関する自由度が制約されることは、米軍部から見れば、沖縄基地の戦略的価値を相対的に高める結果となるからである。おそらく条約改定をめぐる交渉では、沖縄基地の自由使用をそのまま温存することが交渉成立の鍵になったと思われる。その意味で、安保改定と沖縄の早期返還は両立し難い要請であった。東郷文彦北米二課長が後に述べているように、アメリカが事前協議制度を受け入れたのは「(米側からすれば) 沖縄基地の自由使用には変わりがなかった」からである<sup>31)</sup>。

1960年代において、日米安保条約の適用地域外に置かれた沖縄が果たした役割は、事前協議に関する交換公文による在日米軍の活動規制を解除し、自由な軍事活動を保障することであった。それを具体的に証明したのが、ベトナム戦争であった。岩国、横須加、佐世保などの在日米軍のベトナム戦争への参加は、沖縄を経由することで自由になった。沖縄への移動は戦闘作戦行動ではなく、沖縄からベトナムへの出撃は、沖縄が日米安保条約の適用地域ではないので事前協議の対象にはな

らない、と解釈されたからである。

米政府は、講和直後には日本に防衛力増強を求め、これを沖縄返還への条件として提示する傾向を見せた。しかし日本国内の状況から見れば防衛力増強はむしろ日米の提携を損なうものでしかなかった。そこで米政府は日本の経済復興と政治的安定を優先し、日本政府は安全保障を主に日米安全保障条約に依存することで自主防衛を回避する手法が日米の合意点となってゆく。ところが、この合意だけでは日本国内の米軍基地への強い反発を解消できなかった。そこで試みられたのが60年の安全保障条約改定であったが、日米の双務対等化を進めることが、皮肉にも沖縄米軍基地の戦略的価値を高め、沖縄返還の可能性を減少させることになったのである。

もっとも、安保改定をめぐる日本国内の与野党の対立や世論の岸内閣批判と反米意識の著しい高まりが、アメリカに大きな衝撃を与え<sup>32)</sup>、安全保障政策をはじめ対日問題をよりソフトに扱い、沖縄問題を顕在化させない政策が必要との認識と機運が米政権に生まれた。ケネディ政権によるライシャワーの駐日大使起用もこうした文脈の中で決断されたもので、これは岸の後を継いだ池田政権の路線とも基を一にする発想であった。

#### ●注釈

62) 沖縄戦の概要は、防衛庁防衛研修所戦史室、『戦史叢書：沖縄方面陸軍作戦』、第8～13章参照。

63) 防衛庁防衛研修所戦史室、『戦史叢書：大本営陸軍部（10）』、113～4ページ。

64) 住民の動きをも含めた詳細な沖縄戦史としては、沖縄タイムス社編『沖縄戦記：鉄の暴風』（沖縄タイムス社、1950年）が必読である。

65) 下村海南『終戦秘史』（講談社、1985年）62ページ。

66) 牛島軍司令官は、地元住民との関わりについて、次のように訓示している。

「地元官民ヲシテ喜ンテ軍ノ作戦ニ寄与シ進テ強度ヲ防衛スル如ク指導スヘシ。之カ為懇ろニ地方官民ヲ指導シ軍ノ作戦準備ニ協力セシムルト共ニ敵ノ来攻ニ方リテハ軍ノ作戦ヲ阻碍セサルノミナラス進テ戦力増強ニ寄与シテ郷土ヲ防衛セシムル如ク指導スヘシ。防諜ニ厳ニ注意スヘシ」防衛庁防衛研修所戦史室、『戦史叢書：沖縄方面陸軍作戦』、85ページ。

67) 「米軍は、それまでの島嶼作戦の体験に照らして、沖縄戦でも非戦闘員の管理が避けられないものであることを十分に認識していました。そのため、作戦の一環として、コロンビア大学やプリンストン大学などでわざわざ対住民政策のために、軍政要員を教育したり、日本語に堪能な語学兵を訓練したりしていますが、特に沖縄上陸に備えて、沖縄系米人の二世、三世の中から日本語だけでなく沖縄の方言ができる者を選び出し、標準語に不自由な老人たちの世話をみさせる配慮までしていたのです。そうして米上陸軍は、戦闘部隊が非戦闘員の世話にかかずらう手数を省き、占領地域での軍政を円滑にする思惑もあって、戦闘部隊には必ず専ら住民の管理を任務とする軍政要員を何人かずつ配備していました。そのうえ彼らは、非戦闘員用の生活必需物資から医薬品にいたるまで、事前に計画的に用意し、各部隊ごとに配分して戦場へ持っていったのです。……戦闘がたけなわの時は、軍政要員の数は、約5000人にも達したようです。これらの軍政要員たちによって、米軍が沖縄本島へ上陸してからわずか1ヶ月間に、12万6000人もの地元住民が保護、管理されたのでした。かりに、もしも米軍に住民の世話をみる軍政要員が全くついていなかったとしたら、一体、沖縄住民の戦死傷者はどれだけの数にのぼったでしょうか、正直のところ戦慄を禁じえません。こうして沖縄戦では、現地守備軍によってではなく、逆に敵兵に命を助けられた住民の数が非常に多く、戦後37年を経た今も、日本守備軍の残虐さと米兵の親切さが対照的に語られるほどなのです。」大田昌秀『沖縄：戦争と平和』（朝日新聞社、1996年）105～6ページ。

- 68) 日本軍の予想に反し、最初に米軍が上陸を開始した慶良間列島の渡嘉敷島や座間味島において、守備軍の強制によって行われた島民集団自決の様相については、大田昌秀、『沖縄：戦争と平和』、91～100ページ参照。
- 69) 久米島事件については、大島幸夫『沖縄の日本軍』（新泉社、1975年）あるいは佐木隆三『証言記録 沖縄住民虐殺』（新人物往来社、1976年）等参照。概要は大田昌秀『沖縄：戦争と平和』、126～133ページ。米軍が上陸して9日目の1945年4月9日、第32軍参謀部は「爾今軍人軍属ヲ問ハズ標準語以外ノ使用ヲ禁ズ、沖縄語ヲ以テ談話シアル者ハ間諜トミナシ処分ス」との命令を發出していた。
- 70) 伊藤正徳、前掲書、117～8ページ。
- 71) 沖縄の日本軍、特に第32軍は当初、沖縄住民から歓迎されたが、中国大陸にいた時と同様、あたかも占領軍的意識の下に振る舞い、性犯罪や略奪等その無謀な行動で反感を買うことになったと指摘する者に吉見義明「沖縄、敗戦前後」『岩波講座 日本歴史第19巻』（岩波書店、1995年）145～150ページ。ちなみに、かつて沖縄防衛の重要性を訴えた石井虎雄大佐も、「沖縄防備対策」の中で、「故一朝不利ナル状況ノ下ニ一時的ニモセヨ統治ノ手ヲ脱センカ如何ナル結果トナルヤハ殆ント想像外ナルヘシ」と述べ、沖縄の県民性に対しては強い不信感を抱いていた。大田昌秀編著、『総史沖縄戦』、181ページ。
- 72) 大田昌秀編著、『総史沖縄戦』、219ページ。

## 第2章

- 1) 土地闘争については、比屋根照夫・我部政男「土地闘争の意義」日本国際政治学会編『沖縄返還交渉の政治過程』（有斐閣、1975年）27～46ページ参照。
- 2) 剣持一巳編『安保「再定義」と沖縄』（緑風出版、1997年）66ページ。
- 3) 1945年7月3日付けでマーシャル参謀総長がトルーマン大統領に宛てたメモでは、次のように述べられている。「……琉球と小笠原は適切な米軍基地を除いて非軍事化されるべきである。……アメリカは極東において引き続き軍事的にコミットするし、これを平和時において最も効果的かつ経済的に果たす方法は、海軍力で補充される空軍力に主として依存することであるから、太平洋の周辺地域への接近路をコントロールし、フィリピン、マリアナ群島等の死活的戦略的重要性を有する地域への奇襲攻撃を防止するため、周辺地域に権利を保持または獲得すべきである……紛争地域の範囲内にアメリカが基地を所有することだけで、平和と安定の有力な影響となろう」宮里政玄『アメリカの対外政策決定過程』（三一書房、1981年）192ページ。
- 4) 「1945年に戦争が終わってから、少なくとも1947年までの段階に、アメリカの政策当局者の間にあって、冷戦、つまり、米ソ間の敵対関係のなかにおける沖縄の位置づけが明確でなかった。……1947年から48年にかけて、沖縄の位置が明確にされてくる。それは何を意味するかというと、冷戦の、つまり、米ソの冷たい戦争の中にあつたとき、ポツダム宣言の終了後、いわばファジーな状態にあつた米ソ間の敵対関係が、被害ヨーロッパからアジアに及んできた状況が、1947年、48年において明確になってくるわけです。……48年を境にして、今度は対ソ拠点としての沖縄の位置づけというワシントンの政策が出てくるわけです。」袖井林二郎・竹前栄治編『戦後日本の原点（下）』（悠思社、1992年）196～7、212ページ。
- 5) 河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交』（東大出版会、1994年）9ページ。
- 6) 国務省が沖縄を「吾等ノ決定スル諸小島」に含めて日本への返還を主張したのかという点について SWNCC-59/1 は次のように述べている。「琉球弧の中部及び南部諸島（注：琉球諸島及び先島諸島を指す）を日本が保有することは、これらの諸島に住む沖縄人は言語的に文化的に日本人と密接な関係をもっていること、60年以上にわたり沖縄が日本の固有の領土として統治されたこと、3世紀もの間を沖縄が日本に従属してきたこと、等から正当性を持つ。……沖縄あるいは他の琉球諸島に恒久的な米軍基地を建設することは、国際的に深刻な反響を招き、政治的に反対が唱えられるだろう。他の太平洋諸島の米軍基地に加えて、中国沿岸に近接する沖縄に基地を置くことは、ソ連からするとアメリカの適切な防衛行動というよりも挑発的な脅威として映

- るであろう。もしアメリカがそのような基地を獲得すれば、他の諸国はアメリカの正当性のある政治的、地域的利益の範囲を越えていると考えるだろう」我部政明『日米関係のなかの沖縄』（三一書房、1996年）51～2ページ。
- 7) 領土不拡大を国務省が強く主張したため、46年12月、軍部と国務省は、南洋諸島をアメリカを施政権者とする戦略的信託統治下に置くことで妥協する（SWNCC-59/9）。
- 8) シーボルトを訪ねた寺崎は、次のような談話を行った。「寺崎が述べるに天皇は、アメリカが沖縄を始め琉球の他の諸島を軍事占領し続けることを希望している。天皇の意見によるとその占領は、アメリカの利益になるし、日本を守ることにもなる。天皇が思うにそうした政策は、日本国民が、ロシアの脅威を恐れているばかりでなく、左右両翼の集団が擡頭しロシアが“事件”を惹起し、それを口実に日本内政に干渉してくる事態をも恐れているが故に、国民の広範な承認を勝ち得ることができるだろう。天皇がさらに思うに、アメリカによる沖縄（と要請があり次第他の諸島嶼）の軍事占領は、日本に主権を残存させた形で、長期の—25年から50年ないしそれ以上の—貸与をするという擬制の上になされるべきである。天皇によればこの占領方式は、アメリカが琉球列島に恒久的意図を持たないことを日本国民に納得させることになるだろうし、それによって他の諸国、特にソイェト・ロシアと中国が同様の権利を要求するのを差止めることになるだろう」進藤栄一「分割された領土」『世界』1979年4月号、47ページ。この「天皇メッセージ」は、入江侍従長の日記でも確認された。『朝日新聞』1989年1月11日。
- 9) NSC-13/3(5)の策定過程については、宮里政玄、前掲書、211～246ページ参照。
- 10) 河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交』、33ページ。
- 11) サンフランシスコ講和条約第3条「日本国は、北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島および大東諸島を含む）、婦岩の南の南方諸島（小笠原諸島、西之島及び火山列島を含む）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域および住民に対して、行政、立法及び司法の全部及び一部を行使する権利を有するものとする」。「殆どすべての（沖縄の）住民が、沖縄は日本固有の領土であり、沖縄住民は日本国民である」という意識のもとに、復帰を当然のことと予想していたように思われる。この予想に反し、対日講和条約が締結されても、沖縄は引き続き米国の統治下におかれることになったので、復帰運動が表面化したのである」比嘉幹郎「沖縄の復帰運動」日本国際政治学会編『沖縄返還交渉の政治過程』（有斐閣、1975年）8ページ。
- 12) 「……一つの代償ですね。吉田首相が、日本の基地の代償として考えた面があるんですね。だから、本音はそう考えていて、米軍基地を本土にも認めるということが一つの代償で、もっと大きな代償は、米軍による沖縄の自由使用を認めるということが、日本側が軍事面で何もしないということの代償だったわけです。」袖井林二郎・竹前栄治編、前掲書、278～279ページ。
- 13) 沖縄が日本の講和独立後も日本国家の主権から分離されたのは、たんに反ソ、反共の軍事戦略上の判断だけではなかった。「アメリカにとって沖縄は、対共、対日の二重の意味から重要な地点であり、日本に社会党、共産党の政権ができた時には、対日監視の場として復活するだろう」と講和条約締結当時、野村吉三郎参議院議員は述べたことがあるという。近年における「瓶の蓋論」とも共通する問題点である。剣持一巳編、前掲書、47～8ページ。
- 14) 松岡完『ダレス外交とインドシナ』（同文館、1988年）14～5ページ。
- 15) ジェームズ・レストン「デッドライン 20世紀の現場から：ジェームズ・レストン回想録」『アサヒ・ジャーナル』1992年2月14日号、30ページ。
- 16) 日本の急速な再軍備を執拗に求めるダレスの姿勢に対し、アリソン駐日大使は再軍備問題を持ち出すべきではないとの意見を本国に提出する。「アリソン大使は、ダレス宛の報告書の中で、アメリカが再軍備の圧力を日

- 本にかけることは長期的な日米友好関係にマイナスの影響を与えるということを協調している。再軍備を妨げている理由は、政局が不安定で、経済状態も芳しくなく、世論も再軍備には反対であるという状況で、日本の保守政治家たちが内心は再軍備に賛成であっても、だれしもこの問題に積極的に取り組もうとしないことにあるという。今後2年間にわたってアメリカ政府側の取るべき方法は、非軍事的方法によって再軍備を可能にするような日本のイニシアチブを刺激することであり、そのためには米軍の撤退も辞すべきではない、とアリソンは述べ、結局、日本の政治的経済的基盤の強化がなされてはじめて日本の国家としての責任感も生じ、軍事力強化にも通じることを強調した。樋渡由美『戦後政治と日米関係』（東大出版会、1990年）112～3ページ。
- 17) 河野康子、前掲書、93～4ページ。
- 18) 明石陽至「アメリカの対アジア政策」日本国際政治学会編『アメリカ外交政策の分析』（有斐閣、1960年）45ページ。
- 19) 河野康子、前掲書、126ページ。なお同会談で岸が、防衛および経済の強力な施策を実行するために「日本における建設的勢力の統合に鋭意努力している」と切り出したところ、ダレスは「日本における保守勢力を団結させ、統一行動を発展させることが必要だ」としたあと、「この方向で事を進め、近々これが成功することを希望する」と述べて保守合同に強い関心を持っていることを明らかにした。原彬久『岸信介』（岩波書店、1995年）174ページ。
- 20) Department of State, Foreign Relations of the United States, 1958 - 1960, vol.3, National Security Policy; Arms Control and Disarmament (Washington, United States Government Printing Office, 1996), p.88.
- 21) 「私（岸）には2年前に民主党幹事長として重光外相らと訪米した際、安保改定に触れたところダレスから、『日本にそんな力があるのかね』とかんで吐き捨てるように一蹴された光景が、生々しく焼きついてた。米国の意向を十分に探って上でなければ『改定します』とうかつに言えるものではなかった。しかしながら、安保条約運用の現状からいって、改定を求める声が野党をも含めて日本国民全体の世論であることは、痛いほど分かった。……私は、安保改定を実現することが岸内閣の使命であり、政治家として国民に対して責任を果たす所以であると確信するようになった。」岸信介『岸信介回顧録』（廣済堂出版、1983年）298ページ。（岸の回想）「ダレスのいうことももっともだあ、やはり日米安保体制を合理的に改めなければならない。その前提としての日本自身の防衛という立場を強化するとともに、これ（日米安保体制）を（日米）対等のものにすべきだという感じをそのときわたしは持った。」原彬久『日米関係の構図』（日本放送出版協会、1991年）48ページ。
- 22) 河野康子、前掲書、151～2ページ。
- 23) だが、岸との対談を終えたマッカーサーは、本国に対しては、「現在の日本の国民感情は中立主義的考え方が強く、岸氏がその方向を選んだ場合、大多数の社会主義者を含めて国民の支持を得るのも困難ではない」と、日本の中立化を懸念し、日米首脳会談での岸の提案を無視しないよう勧告、沖縄問題についても、「アメリカは日本に賛成して、平和条約にあるアメリカのすべての権利と利益を10年経たあとは放棄」し、この期間でもアメリカの民事権行使が不必要になったときは琉球諸島を日本に完全復帰せしめること、平和条約第三条における諸島の前住民は漸時帰還が可能であり、軍事的にあまり重要でない諸島はできる限り急速に完全復帰を認めるべき」との意見を添えている。原彬久、『日米関係の構図』、69～70ページ。
- 24) 「総理大臣としてアメリカを訪問したのは私が初めてなんですが、私は三つのことを考えていました。一つは日米新時代、すなわち日米の関係を全てにわたって対等にするという考え方、第二はアジアにおいてアメリカの積極的な行動を懲瀆すると同時に、日本と協力してもらいたいということ、第三は日米の将来にわたる緊密な関係をつくりあげるために、定期的な閣僚会議をもつということです。そういう考えで訪米したわけですが、第一の対等・平等というのは、もちろん日米安保条約を対等なものにするということです。」岸信介・矢次一夫・伊藤隆『岸信介の回想』（文藝春秋社、1981年）180～1ページ。
- 25) 首脳会談1週間前の6月12日、ダレスは大統領に対して岸訪米に備えてのメモを送っているが、その中でダ

レスは、「安保条約は今日にいたるまで日米関係の状況を十分に反映してきたと信じている。しかし、いまこそ日米関係再調整を提案する主導権をとる時がやってきたように思うし、現行安保条約にかわる相互安全保障取り決めに向けて作業するよう岸氏に提案する時がやってきたと考える」と、安保改定提案を受け入れるよう大統領に進言している。原彬久、『日米関係の構図』、72～3ページ。米側が安保条約改定に同意した背景には、マッカーサー大使が勧告したような、日本におけるナショナリズムの高揚や中立化への懸念、米軍基地闘争の激化、それに保守合同の実現と岸への信頼度の高さ等が指摘できよう。

26) 「重光・ダレス会談で重光が『独立の完成』のために“安保改定”とともにやはりこの沖縄問題をアメリカにもちかけたように、岸もまた小笠原住民の帰島問題とともに日本への沖縄返還を彼の政治的射程に見据えつつダレスと議論していたといえる。彼自身が『ダレスさんと私との間に議論が相当行われとうとうその意見が一致しなかった問題はね、沖縄の問題ですよ』と回想しているように、沖縄がアメリカの極東軍事戦略と死活的に結びついてきたがために、この問題についての日米間の妥協の余地はほとんど皆無であった。事実岸の証言は、日本の沖縄返還要求に微動だにしないアメリカの態度を伝えてさらに次のようにすすむ。『日本人としては沖縄の返還といえますか施政権の返還を強く要請しておるし、そういう意向を(ダレスに)述べたのに対し、(ダレスの答えは)今の国際情勢が続く限り、極東の情勢が続く限りはだな、沖縄というものは保有しなきゃいかんと(中略)日本の潜在主権は認めるけれど、沖縄の施政を日本に渡すことは、今の国際情勢が続く限り出来ない(ということであった)』原彬久『戦後日本と国際政治』(中央公論社、1988年)120ページ。

27) 原彬久、『日米関係の構図』、99ページ。

28) 「沖縄、小笠原の施政権は従来通りで、日本には返還しないということですが、早期返還の主張はされたわけですね」との伊藤隆の質問に対して岸は、次のように答えている。「潜在主権ということを書きで明確にしたのは、この時が初めてです。私が記憶しているのは、ダレスと意見が一致しなかった問題があるんだ。それは、沖縄に対する日本の潜在主権は認めるが、沖縄の民生や、沖縄県民の福祉について、日本政府もある程度予算を出して施策を講ずるという問題に対して、ダレスは施政権はアメリカにあるのだから、それは認められない、と言う。沖縄の民生の必要上、こういうことをしてくれということがあれば、日本がアメリカ政府に要求して、アメリカが相当だと思えば、われわれのほうの予算でやる、というわけです。それで結局ダレスが、アイゼンハワー大統領のところで、その問題を決めようと言い出して、アイクのところへ行って話をしたんです。その時にアイクの言ったことが記憶に残っているんですが、俺は軍人だからよくわからんが、話の経緯では、どうも法理的にいうと、ダレス君の言うほうが正しいように思う。しかし、日本の総理がせっかく来たのだから、多少理屈に合わなくても、色をつけてやらなければいけないんじゃないか、と言ったんです。それで結局は、ダレスが実際上私の主張を認めてくれた。ただ共同声明に出すのはいかんということで、事実問題としては私が日本に帰ってきて、わずかな金だったが、日本の予算の中の何億円かを、沖縄県民の福祉に計上するようになったんです。」岸信介・矢次一夫・伊藤隆、前掲書、183～4ページ。ダレスとのやり取りにおいて岸は、日本が沖縄・小笠原諸島に対して「潜在的かつ究極の主権」を持つことを共同声明中に盛り込むよう強く主張したが、ダレスが、サンフランシスコ会議の時と同様の表現にすべきとして「潜在的」以上の表現を拒絶したことは、原彬久、『日米関係の構図』、97ページ。

29) 『毎日新聞』及び『朝日新聞』1982年3月29日。

30) 新安保条約では、第五条の共同防衛区域が「日本国の施政下にある領域」に限定され、沖縄は適用外となったが、付属公文で、q 武力攻撃の発生、その脅威がある場合、日米両国は協議する w 日本は島民福祉のための措置を検討し、e アメリカは防衛のため必要な措置をとり、島民福祉に全力を尽くす、ことが取り決めている。

31) 「安保改定に対して、日本本土におけるアメリカの軍事的立場(基地使用の自由)は今後は弱まるだろうが、だからこそ琉球が朝鮮・台湾の間で我々が十分依存できる唯一の基地になる。日本政府は、政治的便宜に軍事的要請を従属させる傾向があることからみて、沖縄基地のコントロールを日本に任せることはきわめて危険で

ある」。極東軍司令部のメモはこのように述べた上、琉球問題を除けばアメリカは日本と調和できるであろうとの結論を出していた。つまり、極東軍司令部としては安全保障条約問題と沖縄問題の二つの中で、沖縄ではなく安全保障条約問題については考慮の余地があることを陸軍省に伝えていた。河野康子、前掲書、155 ページ。

- 32) 「『60 年安保の核心は、結局のところ、日本人が戦後見失っていたナショナリズムの心情の不定型なリバイバルである、というのが私の結論的な解釈である。戦後の日本国民は占領と安保の期間を通じてナショナル・アイデンティティを久しく喪失していたが、戦後 15 年を経て脱戦後感覚がようやく醸し出されるにつれて、ナショナリズムの空気が微妙に頭をもたげてきた。新安保条約を旧安保条約と比べると、前者は後者の欠陥として指摘されていた諸点をほとんどすべて改正するものであった。それにも拘らず、国民の相当数が安保の更新を唯々諾々と受け入れることには何かしら抵抗を感ずるという心理状態にあった。このイラショナルな心理状態こそが反安保の核心にあったのではないか。日本の置かれた国際環境と日本自らの国力を合理的に検討する限り、あの時点で反安保運動が成立する合理的可能性はほとんどなかったし、また日本国民の多くが本来安保条約にそれほど否定的であったとも考えられない。しかしながら、復活しつつあるナショナリズムの対象としてもっとも手近なのは、必然的に、日本にとってまさしく『戦後』の化身にほかならないアメリカだった。それこそが、もともと安保条約そのものに否定的ではなかった土壌の上に反安保闘争が奇妙な盛り上がりを見せた最大の理由だったと考えられる。」神谷不二「日本の安全保障と日米安保体制」日本国際政治学会編『平和と安全－日本の選択』（有斐閣、1986 年）36～7 ページ。

